

同志社女子中学校・高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒(同じ学校に在籍する)が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。起こった場所は学校の内外を問わない。)であって、当該行為対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめの問題は、どの学校でも起こり得るものであり、またどの生徒においても被害者にも加害者にもなり得るものである。その認識のもと、私たち同志社女子中学校・高等学校では、「いじめは絶対に許さない」という信念を持って、教職員・生徒が一体となり、他者に対して思いやりのある教育環境づくりを日々目指していかなければならない。

とくに本校では、キリスト教主義教育に基づく人権教育を大切にしており、生徒一人ひとりの人権が尊重される学校づくりを推進していくことを目標としている。日々の礼拝を大切に、そこに他者理解を深める感性を身に付けるためのメッセージが存在するものと信じている。また、いじめの存在から決して目を背けず、学校全体がこの問題と真摯に向き合い、いじめ根絶に向けた努力をしなければならないものと理解している。

以上のことを踏まえ、本校はいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、以下の通り「同志社女子中学校・高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、生活指導部主任・副主任、該当学年の担任会、養護教諭、スクールカウンセラーとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
「いじめ対策小委員会」は生活指導部会と兼ね、生活指導部主任・副主任、各学年生活指導部員、養護教諭で構成され、毎週1回開催する。緊急性がある場合はこの限りではない。
- 3 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1)いじめ防止基本方針の策定
 - (2)いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施
 - (3)関係機関や専門機関との連携
 - (4)いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (5)いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6)重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
※重大事態が発生した場合は、学校の設置者と協議し、調査組織を設ける。その際、学校教育に関わる学識経験者などの専門的知識を有する第三者の参画を検討する。

第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
いじめの問題は、どの学校でも起こり得るものであり、またどの生徒も被害者にも加害者にもなり得るものである。このことを踏まえて、全ての生徒が互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する豊かな感性を持つことができるように、全教職員が一体となって継続的な教育を行う。
- 2 いじめの未然防止のための教育的取り組み
 - (1)日々の礼拝を大切にする
同志社女子中学校・高等学校では、毎朝の礼拝により一日が始まる。礼拝は本校の教育の根幹をなすものである。本校の教職員はもとより定期的に外部の講師を招き、説教を依頼する。主に聖書の内容に基づくものだが、毎朝のメッセージを通して他者理解を深める感性を養う。
 - (2)豊かな心を育む取り組み
宗教教育強調週間、花の日・福祉の日、収穫感謝の日、修養会、施設訪問、クリスマスページェント、献金活動など、年間通じて多くの宗教行事に取り組み、自分自身を見つめると同時に、弱者に寄り添う感性を高める。中学1年時のLHRの時間に、数回「いじめについて」考える時間をもつことで、集団の一員としての自覚を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいの中で起こっていたり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃から生徒とのコミュニケーションや信頼関係を大切にする。

2 いじめの早期発見のための取り組み

(1)情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策小委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策小委員会」で共有された情報については、各学年の生活指導部員を通じて担任会で共有し、個々のケースに合わせた具体的な指導等にあたる。
- ・緊急の場合は、教諭会で情報を共有する。

(2)全生徒を対象としたアンケートを実施し、必要に応じて個人面談を行う。

(3)養護教諭、スクールカウンセラーと定期的に情報を共有する。

第4 いじめに対する取り組み

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守るとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、最近多いネット上のトラブルについても、校内において、生徒あるいは保護者向けの講習会等を適宜実施し、適切な指導を行う。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

(2)「いじめ対策委員会」や担任団、該当のクラブ顧問などを中心に、関係生徒から事情を聞くなどし、結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。

(3)いじめられた生徒とその保護者への支援を行う。

(4)いじめた生徒への指導を行うとともに、その保護者に、よりよい成長へ向けて学校の方針を伝え、協力を求める。

3 ネットいじめ未然防止への取り組み

(1)「情報発信のモラル」について、毎年確認し、注意を促す。毎年中学生対象のスマホ・ネット講座を実施する。

(2)保護者に対しては、入学時、長期休暇前のお知らせにネットモラルに関する注意を入れる等、継続的に注意を促す。

第5 重大事態への対応

1 重大事態が発生した場合は、学校法人同志社および京都府文化生活部文教課に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学大臣決定)及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年文部科学省)等に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

2 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して、適切に情報を提供する。

3 調査結果を京都府文化生活部文教課に報告する。

4 調査結果を踏まえ、該当重大事態と同等の事態の発生防止のため、必要な取り組みを進める。

2014 年 4月策定
2019 年 6月改訂
2023年 11月改訂